

南島原市立口之津中学校 育友会会則

第一章 総 則

第1条 本会は、南島原市立口之津中学校育友会と称し、事務局を同校におく。

第2条 本会の会員は、南島原市立口之津中学校に在籍する生徒の保護者と学校に勤務する教職員で構成する。

第二章 目的及び事業

第3条 本会は、生徒が正しく健やかに成長していくために、保護者および教師が積極的に協力し、その研修に努め親睦をはかることを目的とする。

第4条 本会は、目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 会員の講習会、研修会、座談会などを開く。
- (2) 生徒の校外生活の指導に努力し、生徒会活動に協力する。
- (3) 家庭生活の改善をはかり、よりよい家庭づくりに努める。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要なことを行う。

第三章 役員および委員

第5条 本会に、次の役員をおく。

- ・会長1名
- ・副会長3名（内2名は母親代表、おやじの会代表）
- ・専門委員長4名
- ・監査委員2名
- ・顧問（学校長）
- ・庶務、会計各1名

第6条 役員は、会員中より選出し総会において承認する。ただし、庶務会計は会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- ・会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ・副会長は、会長を助け、会長に事故のある場合はその代理を務め、評議員会等の議事の進行を行う。
- ・専門委員長は専門委員会を代表し活動を統括する。
- ・監査委員は、本会の会務会計の監査に当たる。
- ・庶務、会計は、本会の庶務会計をつかさどる。

第8条 本会に、評議員をおく。評議員は、役員、地区部長、学級部長をもって組織する。

第9条 本会に、次の専門委員をおく。

- ・文化
- ・広報
- ・生活保体
- ・給食

第10条 文化委員、広報委員、給食委員は学級部会より、生活保体委員は地区部会より選出し、互選により副委員長を選出する。

第11条 役員・委員の任期は、1か年（翌年の定例総会まで）とする。

ただし、再選を妨げない。

第四章 機 関

第12条 本会の機関は、総会・評議員会・理事会・監査委員会・専門委員会・地区部会・学年部会・学級部会とする。

第13条 総会は、毎年1回定例会を開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。出席者の過半数の賛成により議決する。

第14条 総会は、次のことを行う。

- (1) 会則の決定・変更
- (2) 役員の承認
- (3) 予算の審議・決定・決算の承認
- (4) その他 重要事項の審議決定

第15条 評議員会は、おおむね毎年4月、9月、3月の3回開く。ただし、会長が必要と認めるとき、および委員の3分の1以上の要求があったときには、臨時に開くことができる。

第16条 評議員会は、次のことを行う。

- (1) 会則の審議
- (2) 予算・決算の審議
- (3) 重要な事業の計画
- (4) その他 必要な事項の審議決定

第17条 専門委員会は、次の任務を持つ。

[文化]

・学級部会の在り方についての研究、会員の研修などについて計画・推進する。

[広報]

・育友会広報紙の発行、その他広報に関するものを行う。

[生活保体]

・生徒のしつけや校外生活についての研究・補導および学校と家庭との連絡・調整を行う。

・生徒ならびに会員の健康増進、会員の親睦について計画推進する。

[給食]

・学校給食に関するものを行う。

第18条 専門委員会は、それぞれの委員・担当教師・庶務会計をもって構成し、委員長が招集する。

第19条 理事会は、正副会長・専門委員長・学校代表者・庶務会計をもって構成し、会長又は委員長が招集する。（必要がある場合は構成委員を増やすことができる。）

第20条 理事会は、次のことを行う。

(1) 評議員会より委任された事項の処理

(2) 評議員会で決定した事項の処理

(3) 評議員会に提出する議案作成

(4) 緊急に必要な事項の審議執行

第21条 監査委員会は、必要に応じて開くことができる。

第22条 本会に、次の部会をおく。

(1) 地区部会

・部会に委員2名をおき、互選により部長を選出し、兼務できる。

委員の選出は、各単位会員において行う。

部会の運営は、会長と連絡の上、部会長において行う。

(2) 学年部会

・学級部長の互選により、学年正副部長を定める。

(3) 学級部会

・委員5名をおき、互選により部長1名、副部長2名、広報委員2名を選出する。

部長は文化委員を兼ねる。副部長の中から、給食委員、文化委員を選出する。（1学年2学級以上の場合）

・委員7名をおき、互選により部長1名、副部長2名、広報委員3名、文化委員1名を選出する。部長は文化委員を兼ねる。副部長の中から、給食委員、文化委員を選出する。

（1学年1学級の場合）

第五章 会 計

第23条 この会の経費は、会費および寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第24条 会費は、毎年総会において決定する。

会費は、前後期、2期に分けて納入する。

第25条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 附 則

第26条 本会則は、昭和62年4月22日改正し、同日より施行する。

本会則は、平成15年4月18日に一部改正し、同日より施行する。

本会則は、平成17年4月22日に一部改正し、同日より施行する。

本会則は、平成18年4月21日に一部改正し、同日より施行する。

（第5条・6条・7条・10条・14条・19条の一部）

本会則は、平成20年4月18日に一部改正し、同日より施行する。

（第5条・7条・19条の一部）

本会則は、平成25年4月26日に一部改正し、同日より施行する。

本会則は、平成27年4月24日に一部改正し、同日より施行する。

本会則は、平成29年4月21日に一部改正し、同日より施行する。

本会則は、平成30年4月20日に一部改正し、同日より施行する。

育友会組織図

